

申告には便利な「e-Tax」を

四谷税務署 大畑俊信署長に聞く

Q. 四谷署の特徴を教えてください。

大畑 四谷署は新宿区の東側を管轄区域としています。古くから栄えている土地柄で、実に特色に満ちています。商業区域としては、大手百貨店を中心になぎわ新宿駅の東側がその代表。旧牛込区には、古くから出版・印刷製本業が発達しており、著名な出版社も多数存在しています。また、学習院女子中・高・大、早稲田中・高、早稲田大

学文学部など教育施設が集中し文教地区としての一面も持ち合わせています。

Q. いま重点的に取り組んでいることはありますか。

大畑 最重要課題として取り組んでいるのがe-Taxの普及です。これは、申告と納税にあたっての皆さまの利便性の向上を図りつつ、経費の節減と事務の一層の効率化を目的としたものです。ほかに、今年7月には来

東京の中心地を所轄とする四谷税務署。明治29年の創設当初から署名が変わらない歴史ある税務署だ。いま、時代の急激な変化にともない、税務の申告にも大きな変革の波が訪れている。四谷税務署も例外ではない。インターネットを利用した電子申告・納税システム「e-Tax」の利用促進に傾注しているところだ。e-Taxとは具体的にどのようなシステムで、納税者にとってのメリットは何か――大畑俊信四谷税務署長(写真)に詳しい話を聞いた。(本文敬称略)

【本紙・拝田梓】



<プロフィール>

大畑 俊信(おおはた としのぶ)
福岡県出身。税務大学校教授、預金保険機構特別業務部特別調査第二課長、福岡国税局課早税務署長、東京国税局徴収部特別整理総括第二課長、同第一課長、沖縄国税事務所次長を経て現職に就任。カメラと歴史が好きで、課早税務署長(長崎)時代には海岸沿いを車でめぐり、約30カ所の教会を写真に収めたほど。

新宿シテイハーフマラソンでは署長も走ってe-Taxアピール

ります。e-Taxを利用すれば来署にかかる時間や交通費を節約でき、窓口が開いていない時間帯でも、自宅やオフィス、あるいは税理士事務所から手続きが行えるというメリットがあります。利用に際しては、原則としてインターネットを利用してインターネットを利用できる環境を有し、電子署名に用いる電子証明書を取得している必要があります。

またe-Taxを利用すれば平成21年9月から始まった「ダイレクト納付」の利用が可能です。Q.「ダイレクト納付」とはなんですか。

大畑 事前に税務署に届出をしておくことで、e-Taxを利用し電子申告などを行ったあと、ワンクリックで届出をした預貯金口座から納付ができるという仕組みです。いままでインターネッ

トバンキングやモバイルバンキングなどを使った納付システムはあったのですが、ダイレクト納付はインターネットバンキングなどの契約をせずに、お持ちの預貯金口座から納付することができま。また即時に納付することも、期日を指定して納付することも可能です。

納税者の納税用確認番号さえ登録してあれば、税理士が納税者に代わって納付手続きを行うこともできます。

納付情報登録を行えば、加算税や延滞税といった付帯税を含めた全税目の納付が可能となります。

「管理運営部門」新設で利便性向上

Q. 四谷署管内のe-Tax利用状況はいかがですか。

大畑 所轄区域が狭く申

e-Tax 利用のメリット

■オンライン手続きによるメリット

- 時間・コストの削減
(用紙調達、郵送、持参等の手間が不要)
- 手続き時間の延長
(平日は夜9時まで、確定申告期は24時間)
- 事務所の電子化を促進
(申告業務の効率化、品質向上。ペーパーレス化)

■行政事務のスリム化等

- 経費等の削減
- 業務処理時間の短縮



請などのために来署するのに不便さがないためか、全国平均を下回っているのが現状です。ですが、e-Taxの多いこのシステムの利用促進のため、わたしを含め署員の一人ひとりが、いわばセールスマンといったかたちで四谷税務署管内を巡回し、e-Taxの利用勧奨に伺おうと考えています。

「難しそう」と二の足を踏まれる方は多いですが、使い方については国税庁ホームページの「e-Taxコーナー」で分かりやすく解説されていますし、疑問が生じた場合は、税務署にお問合わせいただければ詳しくご説明します。

(2面へつづく)

めざします 企業の繁栄と社会への貢献

社団法人 四谷法人会

〒160-0008 東京都新宿区三栄町 27 番地
TEL : 03-3351-2334 FAX : 03-3356-8197
URL : http://www.yotsuya-houjinkai.or.jp/
E-mail info@yotsuya-houjinkai.or.jp



社団法人 四谷青色申告会

〒160-0008 東京都新宿区三栄町 19 番地 5 四谷税経ビル 1F
TEL : 03-3351-6195 FAX : 03-3351-9500
URL : http://www.taxpayer.or.jp/

役員報酬は「給与等」なのか

また、税理士事務所や会社などへ、パソコンの操作などに関してはパソコンに精通した職員がセットアップ時のサポートとしてお伺いするほか、e-Taxに関する研修・説明会の開催依頼などがあれば積極的に応えたいと考えております。

国税を滞納していた代表取締役Aの、役員報酬支払請求権を税務署が差し押さえたことが注目されている。

国税徴収法は、一定の範囲で給料等の差押えを禁止している。一定の範囲とは、①所得税相当額②特別徴収で徴収される県民税および市民税相当額③社会保険料相当額④生活扶助の給付を行う場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に应ずるものを勘案して政令で定める金額⑤その給料等の金額から①④の合計額を控除した金額の20%に相当する金額（④の2倍に相当する金額を超えるときは当該金額）——これらの合計に達するまでの部分。

「歳費」を挙げていることから「雇用契約に基づいて支給されるものに限定されない」とした。

国税を滞納していた代表取締役Aの、役員報酬支払請求権を税務署が差し押さえたことが注目されている。

国税徴収法は、一定の範囲で給料等の差押えを禁止している。一定の範囲とは、①所得税相当額②特別徴収で徴収される県民税および市民税相当額③社会保険料相当額④生活扶助の給付を行う場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に应ずるものを勘案して政令で定める金額⑤その給料等の金額から①④の合計額を控除した金額の20%に相当する金額（④の2倍に相当する金額を超えるときは当該金額）——これらの合計に達するまでの部分。

国税を滞納していた代表取締役Aの、役員報酬支払請求権を税務署が差し押さえたことが注目されている。

国税徴収法は、一定の範囲で給料等の差押えを禁止している。一定の範囲とは、①所得税相当額②特別徴収で徴収される県民税および市民税相当額③社会保険料相当額④生活扶助の給付を行う場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に应ずるものを勘案して政令で定める金額⑤その給料等の金額から①④の合計額を控除した金額の20%に相当する金額（④の2倍に相当する金額を超えるときは当該金額）——これらの合計に達するまでの部分。

差押えで審判所判断

Q・内部事務一元化で、納税者サービスはどのように変わりましたか。

大畑 以前ですと、来署の目的ごとに納付なら1階、申告書提出なら2階などと

Q・ほかに署独自で行っている活動はありますか。

大畑 四谷署管轄内にある「税理士会四谷支部」、「四谷法人会」、「四谷青色申告会」をはじめ各税務関係団体

「管理運営部門」の新設により、各種の申告書および申請書の提出、また各種用紙の交付請求や国税の納付などがひとつの窓口で済むようになりました。これにより、納税者の方々の利便性が向上すると

「管理運営部門」の新設により、各種の申告書および申請書の提出、また各種用紙の交付請求や国税の納付などがひとつの窓口で済むようになりました。これにより、納税者の方々の利便性が向上すると

税務関係の各団体と連携を密に

とともに、税務署内での事務作業もスリム化されます。

今年7月から始まったば署内での部門変更し、来署された方の用件がひとつの窓口で済むようにしたものです。

具体的には、「管理運営部門」の新設により、各種の申告書および申請書の提出、また各種用紙の交付請求や国税の納付などがひとつの窓口で済むようになりました。これにより、納税者の方々の利便性が向上すると

「管理運営部門」の新設により、各種の申告書および申請書の提出、また各種用紙の交付請求や国税の納付などがひとつの窓口で済むようになりました。これにより、納税者の方々の利便性が向上すると

「管理運営部門」の新設により、各種の申告書および申請書の提出、また各種用紙の交付請求や国税の納付などがひとつの窓口で済むようになりました。これにより、納税者の方々の利便性が向上すると

シャッター商店街支援

空き店舗が目立つ商店街、いわゆるシャッター街の活性化を目的とした「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」が8月1日に公布された。

これにより、同法の認定商店街活性化事業計画に基づき土地の譲渡が行われた場合、土地の譲渡所得から1500万円の特別控除を受けられる「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除」を適用できることになった。

同控除の適用を受けるには、土地の譲渡を受ける商店街などが、同法による商店街活性化事業計画を行う必要がある。その認定基準は、①認定計画にかかる商店街振興組合の組合員数が20人以上で、その3分の2以上が中小小売業者である②施設の新設、改造を行う事業

同控除の適用を受けるには、土地の譲渡を受ける商店街などが、同法による商店街活性化事業計画を行う必要がある。その認定基準は、①認定計画にかかる商店街振興組合の組合員数が20人以上で、その3分の2以上が中小小売業者である②施設の新設、改造を行う事業

同控除の適用を受けるには、土地の譲渡を受ける商店街などが、同法による商店街活性化事業計画を行う必要がある。その認定基準は、①認定計画にかかる商店街振興組合の組合員数が20人以上で、その3分の2以上が中小小売業者である②施設の新設、改造を行う事業

同控除の適用を受けるには、土地の譲渡を受ける商店街などが、同法による商店街活性化事業計画を行う必要がある。その認定基準は、①認定計画にかかる商店街振興組合の組合員数が20人以上で、その3分の2以上が中小小売業者である②施設の新設、改造を行う事業

同控除の適用を受けるには、土地の譲渡を受ける商店街などが、同法による商店街活性化事業計画を行う必要がある。その認定基準は、①認定計画にかかる商店街振興組合の組合員数が20人以上で、その3分の2以上が中小小売業者である②施設の新設、改造を行う事業

同控除の適用を受けるには、土地の譲渡を受ける商店街などが、同法による商店街活性化事業計画を行う必要がある。その認定基準は、①認定計画にかかる商店街振興組合の組合員数が20人以上で、その3分の2以上が中小小売業者である②施設の新設、改造を行う事業

同控除の適用を受けるには、土地の譲渡を受ける商店街などが、同法による商店街活性化事業計画を行う必要がある。その認定基準は、①認定計画にかかる商店街振興組合の組合員数が20人以上で、その3分の2以上が中小小売業者である②施設の新設、改造を行う事業

同控除の適用を受けるには、土地の譲渡を受ける商店街などが、同法による商店街活性化事業計画を行う必要がある。その認定基準は、①認定計画にかかる商店街振興組合の組合員数が20人以上で、その3分の2以上が中小小売業者である②施設の新設、改造を行う事業

同控除の適用を受けるには、土地の譲渡を受ける商店街などが、同法による商店街活性化事業計画を行う必要がある。その認定基準は、①認定計画にかかる商店街振興組合の組合員数が20人以上で、その3分の2以上が中小小売業者である②施設の新設、改造を行う事業

同控除の適用を受けるには、土地の譲渡を受ける商店街などが、同法による商店街活性化事業計画を行う必要がある。その認定基準は、①認定計画にかかる商店街振興組合の組合員数が20人以上で、その3分の2以上が中小小売業者である②施設の新設、改造を行う事業

過剰債務でも支援

「中小企業再生ファンド」の設立件数が増えている。景気が上昇した平成19、20年度には年間設立件数が1件だったが、悪化に転じた同21年度には8月現在ですでに3件の設立となった。

同ファンドは、過剰債務でも本業に収益力があり再生が可能な中小企業に対して投資を行う。運営は民間の投資会社や地銀など。ファンドの半分を上限に中小企業基盤整備機構が出資。多くのファンドは、投資対象がファンドのある都道府県内に限定されており、「ご当地再生ファンド」ともいわれる（表）。

「中小企業再生ファンド」の設立件数が増えている。景気が上昇した平成19、20年度には年間設立件数が1件だったが、悪化に転じた同21年度には8月現在ですでに3件の設立となった。

同ファンドは、過剰債務でも本業に収益力があり再生が可能な中小企業に対して投資を行う。運営は民間の投資会社や地銀など。ファンドの半分を上限に中小企業基盤整備機構が出資。多くのファンドは、投資対象がファンドのある都道府県内に限定されており、「ご当地再生ファンド」ともいわれる（表）。

「中小企業再生ファンド」の設立件数が増えている。景気が上昇した平成19、20年度には年間設立件数が1件だったが、悪化に転じた同21年度には8月現在ですでに3件の設立となった。

同ファンドは、過剰債務でも本業に収益力があり再生が可能な中小企業に対して投資を行う。運営は民間の投資会社や地銀など。ファンドの半分を上限に中小企業基盤整備機構が出資。多くのファンドは、投資対象がファンドのある都道府県内に限定されており、「ご当地再生ファンド」ともいわれる（表）。

【表】 中小企業再生ファンド組成実績（単位：億円）				
	ファンド名	設立時期	投資対象	出資総額
1	JAIC－事業再生1号ファンド	H15.10	全国	20.0
2	大分企業支援ファンド	H16.1	大分	50.0
3	静岡中小企業支援ファンド	H16.3	静岡	40.0
4	茨城いきいきファンド	H16.4	茨城	30.0
5	とちぎ中小企業再生ファンド	H16.10	栃木	38.0
6	山陰中小企業再生支援ファンド	H16.12	島根・鳥取	20.0
7	南国土佐再生ファンド	H17.3	高知	20.0
8	愛知中小企業再生ファンド	H17.3	愛知	28.2
9	えひめ中小企業再生ファンド	H17.6	愛媛	30.0
10	埼玉中小企業再生ファンド	H17.11	埼玉	30.0
11	おきなわ中小企業再生ファンド	H18.3	沖縄	30.0
12	千葉中小企業再生ファンド	H18.3	千葉	20.0
13	おおさか中小企業再生ファンド	H18.4	大阪	25.0
14	静岡中小企業支援2号ファンド	H18.9	静岡	60.0
15	北海道中小企業チャレンジファンド	H19.6	北海道	30.0
16	ぎふ中小企業支援ファンド	H20.3	岐阜	20.0
17	JAIC－事業再生2号ファンド	H21.4	全国	24.0
18	静岡中小企業支援3号ファンド	H21.7	静岡	40.0
19	九州中小企業支援ファンド	H21.8	九州	30.0

※ □ は予算終了で活動停止したものの

「強引な再建策を講じるような再生ファンドは審査で通さない」（同機構）ため、中長期的な視点に立った再建ができるのが強み。

「強引な再建策を講じるような再生ファンドは審査で通さない」（同機構）ため、中長期的な視点に立った再建ができるのが強み。

「強引な再建策を講じるような再生ファンドは審査で通さない」（同機構）ため、中長期的な視点に立った再建ができるのが強み。

「強引な再建策を講じるような再生ファンドは審査で通さない」（同機構）ため、中長期的な視点に立った再建ができるのが強み。

署の方向性をお聞かせください。

大畑 われわれ国税当局の使命は、善良な納税者が不公平感を持つことがないよう、納税義務を果たしていない者には厳正に対応するなど適正公平な課税と徴収の実現にあります。

一方、納税者の視点に立った誠実・丁寧な応対を心がけ、税に関する情報の提供、また税に関する疑問にお答えできる親しまれる税務署を目指したいと考えています。

一方、納税者の視点に立った誠実・丁寧な応対を心がけ、税に関する情報の提供、また税に関する疑問にお答えできる親しまれる税務署を目指したいと考えています。

中小企業のための経営計画策定支援研修

経済産業省～財務管理サービス人材育成プログラム対応

経営計画策定支援ソフト付き！

■講師：中小企業基盤整備機構 専任教授・税理士 西野光則 ■受講料：15000円 ■研修期間：1日（6時間）
■対象：税理士・公認会計士・中小企業診断士・経営コンサルタントおよび財務・管理・経営企画エキスパート

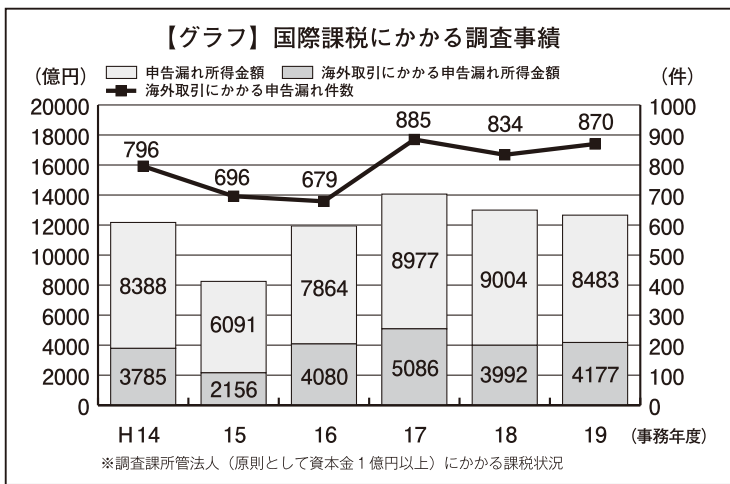
好評につき先着順での受付です。
満員の場合はキャンセル待ちとなります。

地区	開催日	定員	実施会場	問い合わせ先
北海道	10月2日	30人	北ビル A会議室(札幌市)	北海道支部人材支援部 (TEL:010-210-7475)
関東	10月9日	100人	ルポール麹町(千代田区)	経営基盤支援部人材支援担当 (TEL:042-565-1270)
	11月6日	50人	大宮ソニックシティ(さいたま市)	
東海	11月5日	60人	愛知県産業労働センター(名古屋)	中部支部人材支援部 (TEL:052-205-6852)
北陸	10月8日	40人	石川地場産業振興センター(金沢)	

近畿	10月28日	80人	中小企業基盤整備機構 近畿支部 経営支援プラザUMEDA(大阪市)	近畿支部人材支援部 (TEL:0790-22-5931)
	11月18日	80人		
中国	10月22日	30人	中小企業大学校広島校(広島市)	中国支部人材支援部 (TEL:082-278-4955)
四国	10月23日	20人	えひめ共済会館(松山市)	
九州 沖縄	10月20日	50人	天神ビル9号会議室(福岡市)	九州支部人材支援部 (TEL:092-263-1522)
	10月27日	30人	熊本市国際交流会館(熊本市)	九州支部人材支援部(人吉校) (TEL:0966-23-6800)

研修詳細URL <http://www.smrj.go.jp/jinzai/seminar/h21/047553.html>

お申込み・お問い合わせはTELまたはインターネットにて



経済の国際化が進み、海外での事業や投資に注目する人は増加の一途だ。海外取引が発生すれば、当然海外送金を行う必要性が出てくるわけだが、ここで無申告・脱税など、よからぬことを企てる納税者が絶えない。海外送金においては、一定金額以上の送金の場合、金融機関に税務当局への報告義務が発生する。報告書の「国外送金等調書」は、海外取引を行う納税者に対する税務調査で絶大な効力を発揮している。

国税庁が発表した「国税庁レポート2009」によると、平成19事務年度の国外送金等調書の提出枚数は391万枚で、前年比22万枚増、過去最高となったことが分かった。国外送金等調書とは、国外への送金および国外からの送金を受領した金額が100万円を超える場合、金融機関から税務署に提出される法定報告

当局 海外送金を徹底監視

所得税調査では、海外取引を行っている者に対し3103件の調査が行われ、1件当たり平均2267万円もの申告漏れ所得金額が把握された。なかでもとくに多く調査されたのが「海外投資」で、調査件数は全体の33%の1037件。預貯金などの海外での蓄財を含む海外の不動産投資、証券投資が調査された。海外投資関連での無申告が暴かれた例に、次のようなケースがある。

また、同19事務年度の所得税調査では、海外取引を行っている者に対し3103件の調査が行われ、1件当たり平均2267万円もの申告漏れ所得金額が把握された。なかでもとくに多く調査されたのが「海外投資」で、調査件数は全体の33%の1037件。預貯金などの海外での蓄財を含む海外の不動産投資、証券投資が調査された。海外投資関連での無申告が暴かれた例に、次のようなケースがある。

ある勤務医は、相続で取得した外国法人株式から多額の配当所得を得ていたが無申告だった。当局は国外送金等資料で取引を把握、説明を求めたところ明るみに出た。こうした経済のグローバル化を背景に、当局は個人・法人を問わず国際課税にかかる調査に力を入れていく。

金融機関からの「調書」活躍

この経営者も、国外送金等資料により自己の設立した海外法人へ運転資金を送金していることが当局に把握され、金融機関への反面調査へ発展。無申告の実態が解明された。当局は、「あらゆる資料を用いて調査する」とするが、これら事例からも、国外送金等調書がきっかけになったケースは多いと分かる。

また、「アニメ製作下請業の経営者が請負業務のすべてを外国法人に業務委託し無申告でいた」というケースもある。この経営者も、国外送金等資料により自己の設立した海外法人へ運転資金を送金していることが当局に把握され、金融機関への反面調査へ発展。無申告の実態が解明された。当局は、「あらゆる資料を用いて調査する」とするが、これら事例からも、国外送金等調書がきっかけになったケースは多いと分かる。

ある勤務医は、相続で取得した外国法人株式から多額の配当所得を得ていたが無申告だった。当局は国外送金等資料で取引を把握、説明を求めたところ明るみに出た。こうした経済のグローバル化を背景に、当局は個人・法人を問わず国際課税にかかる調査に力を入れていく。

消費者に人気! 「下取りセール」

現金買取りなら仕入れに



▲今後も増える「下取りセール」

長引く景気悪化の影響で消費が低迷、小売業界が悲鳴を上げている。この状況をなんとか抜け出そうと、各社さまざまな消費刺激策を打ち出しているが、なかでも大きな効果を挙げているのが「下取りセール」。不要品を現金や商品券に換えられるおトク感に加えて、買い取った品物は途上国へ寄付されるなど、消費者の「エコ」意識をくすぐる戦略が効を奏している。

いまや、百貨店や衣料品店、家電量販店などがこぞって実施する「下取りセール」。不要品が現金や商品券に引き換えられるとあって、大きな成果を挙げているという。この「下取りセール」、通常の下取りとはどこが違うのだろうか。

「下取りセール」は、消費者が一定金額以上の商品を購入し、購入当日またはその日以降に不要品を店舗へ持ち込むことで、次回以降の購入時に使用できる自社商品券などと引き換えられるというもの。この場合の店舗側の会計処理だが、自社商品券を消費者に配布した時点では特別な処理は発生せず、消費者が商品券などを使用した際に「値引き」処理を行えばよい。また、現金で下取りセールを行う場合は、単に仕入れを行ったことになる。

一方で、いわゆる「下取り」とは、商品を販売する際に、購入者がそれまで使用していた商品を買取って販売代金の一部とすること。下取りでは、中古品として販売するためのリペア費用などを含めて査定を行い、その金額をもとに商品を買取取る。販売店での会計処理は、下取り代金を「仕入」、商品の販売代金を「売上」とする。この「売上」には下取り価格を含むことができず、仕入れと売上げを個別に処理することになる。



企業がつづく
チカラになりたい。

企業のために、経営者とともに。

大同生命

新宿支社/東京都新宿区新宿4-3-25
(オリックス新宿ビル6F) TEL 03-3357-5221

がんばる人・元気な街 応援宣言

西京信用金庫

〒160-0022 新宿区新宿 4-3-20

<http://www.shinkin.co.jp/saikyo/>

新宿区内の本支店

本店 営業部 ☎03-3356-7111

西京ローンプラザ ☎0120-556-627(お客さまお問合わせ専用)

平日 9:00 ~ 18:00

西新宿支店 ☎03-3374-4300

Features

特集

ゝのは、満期時に45歳以下というかなり範囲が狭められたわけだ。

それでも、某生保会社の商品を当てはめてみると、契約者を法人、社長や役員を被保険者とした商品に加入した場合で、2分の1の損金処理を行ったとすると、返戻率の最も高い時期に解約すれば、実質返戻率120%程度になる。つまり、節税効果が薄くなったとはいっても、まだ揺るぎない「保険節税の王道」の地位を占めているのだ。

資産形成のプランとしては、利益が出ていれば毎年、役員を対象に逓増定期保険に加入する。こうしておけば、ある一定時期からほぼ毎年、解約返戻金のピーク時を迎えることができ、会社の売上げ状況にかかわらず、事業資金を捻出（ねんしゅつ）することが可能になる。「経営者にもしものときの保険として使えるほか、無事に数年たてば、確実な会社の資金として活用できる」（都内税理士）というのだ。

一方で、社員の福利厚生という目的でよく使われているのがガン保険の活用。契約者を法人、被保険者を使用人、保険金受取りを法人として契約。基本的にガン保険ならば全額損金計上できるため、社員の福利厚生を考えたとき、利益が出ている企業には使い勝手が良い。同保険も、逓増定期保険と同様に、解約返戻率の高い商品が多いため、その時期をめぐりに解約すれば資産を形成できる。

社員の福利厚生だけでなく、役員に対しても同様に利用するケースが少なからず見受けられる。ただ、ガン保険の場合は、トータル金額が逓増定期保険よりかなり低いため、解約返戻率が高くても、戻ってくる金額が少ないことを念頭に入れたプラン作りが必要となる。

このほか、養老保険もよく活用されている。一般的には、会社の福利厚生プランという目的で加入。従業員を被保険者、満期保険金受取人を会社、死亡保険金受取人を被保険者の遺族とすることで会社が支払う保険料のうち2分の1が損金扱いになる。ハーフタックスプランなどといわれている契約で、損金計上部分の費目は、社員全員を対象とした普遍加入なら福利厚生費扱い。一部の社員に偏った加入なら給与扱い。満期の際は、満期保険金額と資産計上額の差額を雑収入として益金計上することになるが、満期保険金の全額を退職金として支払うことで、損金算入できる。

社員の退職金を見越した資産形成というわけだ。何よりも法人税基本通達でしっかりと保証されているという強みがある。

● 契約内容などに注意

ただ、実に足場の固い福利厚生プランだが、落とし穴がないわけではない。それは、最大のうまみである福利厚生費処理の部分。福利厚生費で

ある以上、全社員が平等に加入している必要がある。通達では「役員または部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合は（中略）給与とする」とされているが、ここでいう「特定」の読み方について税務署は「堅め」の平等加入を求めがちだ。「男性社員だけ」「役員だけ」といった特定の人を対象とした加入ではダ

き。しかし、利益調整が主目的となると、どうしても短期間契約となる。これについては「10年以上セーフ、10年未満アウト」という生保業界の定説がある。簡易保険が売りまくっていた「10年モノ」が明暗ラインというのだ。

保険金額の格差も重要だ。退職金原資なのだから若手社員よりも役員

複数商品を組み合わせる

メ。全員加入でも、役員および従業員の大部分が同族関係者で占めている会社の場合はダメ。この「大部分」の解釈については、「半数以上が同族関係者なら給与扱いと考えておいたほうがいい」（OB税理士）という指摘もある。逆に、同族関係者が全体の1割に満たなくても、同族関係者だけ保障を厚くしていればNGとなる可能性が高い。福利厚生費が否認されれば、給与課税の対象となる。また、福利厚生費として処理している以上、被保険者本人が保険加入を認識していなければおかしい、という見方もある。このため、福利厚生としての実態がなければ、やはり給与扱いとなる。

保険期間についても注意が必要。「退職金の原資づくり」を主目的とする福利厚生プランであれば、本来なら満期時を退職時に合わせるべ

の保障が厚くなるのは当たり前だが、その格差が大き過ぎるとやはり給与課税の対象。「3倍程度なら安全」（同）というが、事前確認しておくに越したことはない。ちなみに、生保加入の際に加入者が提出する申込書には、契約者である会社の押印のほか被保険者の押印の欄がある。被保険者が複数の場合でも、社員がキッチリと押印する必要がある。

生保を積極的に提案する会計事務所では、こうした保険を活用した資産形成プランについて、ひとつの商品に偏ることなく、会社の状況などから判断して逓増定期保険、養老保険、ガン保険などを使い分けている。そして、節税効果も期待することから、せっかくのプランが台無しにならないよう、契約段階から当局に説明できるような十分な資料作りにも余念がない。

税理士は経営者のよき相談役です

神津信一税理士事務所

税理士 神津 信一
こうづ しんいち

〒160-0005 東京都新宿区愛住町1番地 富田ビル2階
TEL：03-3357-4638 FAX：03-3357-4725
URL：http://www.kozu-office.com/

相続税・不動産活用（物納整備他）

相続・不動産専門です

天賀谷茂税理士事務所
不動産鑑定士 天賀谷 茂
税理士 あまがや

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地 光丘四谷ビル3F
TEL：03-5367-1675 FAX：03-5367-2195
E-mail：amagaya@mbf.ocn.ne.jp

森会計事務所

税理士・社労士 森 茂雄
税理士 渡邊 法子

〒160-0022 東京都新宿区新宿4丁目3番31号
トーサイビル401
TEL：03-3354-5545 FAX：03-3354-5615
URL：http://mori-kj.com
E-mail info@mori-kj.com



『改訂新版 起業したらまっさきに読む経理の本』（クロスメディア・パブリッシング刊）

『改訂版 経理に使えるExcel事典』（明日香出版社刊）

『新 調剤薬局の経営と会計』（エヌビー通信社刊）

『図解本 小が大に勝つための会計学』（中央公論新社「中公新書クラレ」刊）

「経理」までのわかりやすい地図
MAPS経理コンサルティング

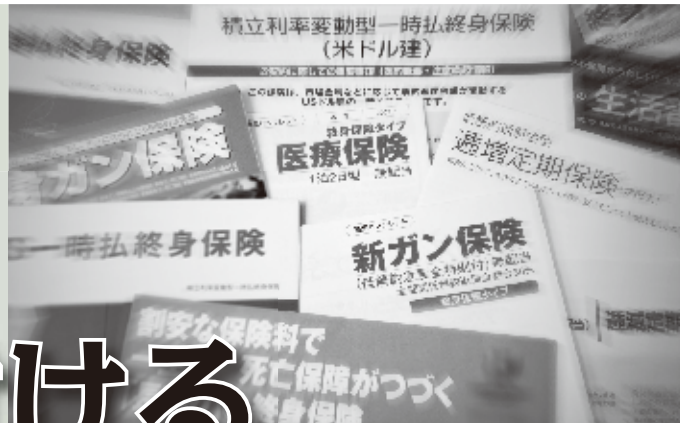
税理士 笠原 清明

Features

特集

保険使って
会社体力を付ける

景気回復にはまだ時間がかかることが予想される。そのため、順調に黒字経営をしている中小企業のなかからは、積極的に含み資産を増やし、経営体力を付ける動きが見受けられる。なかでも、保険を活用したものが手っ取り早いとして人気。満期返戻金や解約返戻金が高い生保なら、損金経理しながら効果的に資産形成ができる。従来の過激な利用方法により国税当局によるシバリが相次いだ生保節税。中小企業に關与する会計事務所などでは、その教訓を生かし、節税メーンではなく、企業防衛のための生保活用がトレンドになっている。



◀使い勝手の良い保険は多い

節税効果にも期待

「節税ありきでは、保険を紹介しない」。こうした会計事務所が、全国的に増えてきた。国税当局による相次ぐ生保節税封じで、大きな痛手を受けてきた業種に会計事務所がある。顧問先のために提案してきた対策が、通達見直しのたびに、顧問先への信用を落とす結果になったのだ。その教訓が、「節税ありき」からの脱皮だ。

ただ、保険は、顧問先経営者の退職金対策や企業防衛、福利厚生対策などとして不可欠なもの。また、利益の出ている会社には、資産形成という活用もできる。そのため、最近では、保険本来の使い方「リスク対策」と資産形成というサポートで保

険を扱う会計事務所が増えてきた。

これら会計事務所が取り扱う商品は、実は節税商品として名が通っているものが多い。というのも、含み資産を増やすといっても、一面では損金経理も加味したプランがメーンになるからだ。

● 高い解約返戻金を利用

その商品のなかで最も使われているのが通増定期保険。同保険は、保険料が一定のまま、保険金のみが増額していくタイプの定期保険。保険料掛捨ての定期保険であるため、一定要件を満たせば支払保険料の損金算入が可能。さらに、解約返戻金が高

く、解約返戻金と損金算入分を含めると、実質返戻率で120～130%(実効税率42%で計算)という商品もある。

そのため、その解約返戻金のピーク時をめぐりに解約することを前提に同保険に加入、計画的に資産形成作りに乗り出すわけだ。

ただ、問題もないこともない。というのも通増定期は、節税効果が高いことから、税務当局のチェック態勢も厳しい。含み資産を作るうえでこの点を一番気を付けなくてはならない。

通増定期保険は、昨年2月28日の通達改正により、節税範囲がかなり狭められたが、それでも実質返戻率100%を超える商品もある。

新通達では、通増定期保険の範囲を、「保険期間の経過により保険金額が5倍までの範囲で増加する定期保険のうち、その保険期間満了のと

きにおける被保険者の年齢が45歳を超えるもの」としている。また、保険料の損金算入時期については、通増定期保険にかかる前払期間を、保険期間の開始のときから該当保険料の60%に相当する期間と定め、資産計上額については、保険期間満了のときにおける被保険者の年齢が45歳を超えるものは、支払保険料の2分の1に相当する金額。また、満期時に70歳を超え、かつ、当該保険に加入したときにおける被保険者の年齢が保険期間の2倍に相当する数を加えた数が95を超えるものは3分の1に相当する額。さらに、80歳を超え、当該保険に加入したときにおける被保険者の年齢が保険期間の2倍に相当する数を加えた数が120を超えるときは4分の1に相当する額となった。

つまり、全額損金計上できるメ

納税に際してはプロのアドバイスを!!

富永税務会計事務所

税理士 富永 悟

〒160-0004 東京都新宿区四谷2丁目14番地
四谷小林ビル3階

TEL: 03-5367-8155 FAX: 03-5367-8156

社長様にご提案!

ビジネス経営塾シンククラブのご案内
御社の借入限度額を教えます

こんな社長様に最適です!

1. 会社を立ち上げて間もない会社経営者の方
2. どこまでが自社の借入金の限度額なのか、検討がつかない会社経営者の方
3. いままで会社の目標を明確な数字にしたことがなく、この先の予想が不安な会社経営者の方

経営計画から入る新たな算出手法です。

このような悩みをお持ちの社長様、月1回・1時間のコンサルティングで借入限度額を確認してみませんか?

お申込み TEL: 03-5367-8727 (担当 高橋)※事前予約制です。

主催: 高橋博税理士事務所 〒160-0022 東京都新宿区新宿5-9-23 D5ビル2F
料金: 1回1時間 5,000円都税の電子申告・電子納税(ELTAX)
をご利用ください

平成21年4月から電子納税もできるようになりました!

都税でご利用 できるサービス	事業所税 (23区内)	法人事業税 地方法人特別税 法人住民税	固定資産税 (償却資産)
電子申告	○	○	○
電子申請・届出	○	○	○
電子納税	○	○	×

NEW!

詳しくは eLTAXのHP http://www.eltax.jp/
サポートデスク 0570-081459 (平日8:30~20:00)
(IP電話やPHSからは03-5339-6701)

税理士 森 伸博

税理士 森 康博

〒160-0004 東京都新宿区四谷2丁目8番地 第2河上ビル4階
TEL: 03-3358-7431 ~ 2 FAX: 03-3358-6591

E-mail mkj@mori-kaikei.com

yasuhiro@mori-kaikei.com

TAX・経営プチ解説

家族名義の財産

相続税申告必要？

相続税がかかる財産とは何かを考えたとき、多くの人は「相続（または遺贈）によって取得した財産」とイメージするはず。それは正しい。

しかし、普通の感覚では相続したとはいえないようなものにも、相続税がかかる場合がある。

たとえば、「亡くなった父の遺品を整理していたら、息子名義の預金通帳が出てきた」というケース。亡くなった人が生前、自分以外の家族の名義で貯蓄をしていた、というのはよくある話だ。

この場合、息子名義の預金も相続税の課税対象になる。

被相続人の財産とされるものは名義にかかわらず相続税の課税対象となる。したがって、被相続人が購入（または新築）した不動産で未登記のもの



▶家族名義の預金も相続税対象に

や、被相続人の預貯金、株式、公社債、貸付信託や証券投資信託の受益証券などで家族名義または無記名のものなども、相続税の申告をしなければならない。

このほか、相続や遺贈によって取得したと見なす「みなし相続財産」もある。

みなし相続財産には、死亡保険金や、死亡退職金、生命保険契約に関する権利（被相続人が保険料を負担し、被相続人以外が契約者となっている生命保険契約で、相続開始時にまだ保険金の支払い事由が発生していないもの）などがある。

ただし、死亡保険金のうち相続人が受け取った保険金または死亡退職金については、一定額が非課税になる。

このほか、被相続人が掛金や保険料を負担していた定期金に関する権利や保障期間付定期金に関する権利、被相続人の遺言によって債務の免除を受けた経済的利益、贈与税の納税猶予の特例を受けていた農地などや非上場株式なども「みなし相続財産」となる。

法人成りで注意

個人事業者の課税

個人事業を株式会社化する「法人成り」。対外的な信用度をアップさせるだけでなく、家族を社員とすることによる給与所得控除、7年にわたる欠損金の繰越控除など税務上のメリットもあり、

規模の大きい個人事業者には有効だ。

法人成りにあたって気を付けたいのは、不動産や生産設備、たな卸資産などを設け法人に引き継ぐ際の税務。事業用資産を設け法人に譲渡した場合、その対価は廃止する個人事業者の収入として算入し、譲渡所得や事業所得などとして所得税の確定申告をしなくてはならない。

また、この譲渡資産の対価は適正な価額でなくてはならず、低額譲渡と判断された場合、時価を基準とする収入額があったものと見なされることがある。適正価額は、不動産の場合は時価の2分の1以上、商品の場合は売買価格の70%相当額以上が目安となっている。

ところで、事業用資産の譲渡にともなう収入は、消費税の課税売上にも該当することを見落としがちだ。日税連は、このような収入について、所得税の申告を行いながら、消費税を無申告、あるいは過少申告としてしまうケースが見受けられると、税理士に注意を促している。

日税連が間違いやすい例のひとつとして挙げているのが法人成りした個人事業者が行う設け法人への現物出資の取扱い。新規法人への現物出資は会社法で発起人のみに認められているが、これも資産の譲渡として、廃止個人事業者にとって所得税、また消費税の課税対象となる。現物出資にともなう個人事業者の収入額は、出資により取得した株式や出資持分の時価が基準となり、この際も著しく低い価額による譲渡にはチェックが入ることになる。

障害者雇用 に 優遇

24%の割増償却

さきごろ、大阪市の保育士採用試験で、8年間の実務経験を持つ全盲の女性が、受験資格を満たしているにもかかわらず、点字での受験が認められずに試験を断念したというニュースが取りざたされた。同市は「試験は平等でなければならない」という理由から、点字受験を認めなかったようだ。障害者の就労については長らく議論されているところだが、まだまだ課題が山積みである。とくに、保育園のような、子どもの「安全管理」が重要視される現場では、障害者に対して門戸が開かれているとはいえない。

このように、雇用において厳しい立場に置かれる障害者をサポートするため、障害者を雇用する事業者には税制面での特例措置が用意されている。

「障害者を雇用している事業者等の特例」がそれ。青色申告を行っている個人事業者や法人で、総従業員数のうち障害者の割合が50%（総従業員数20人以上では25%）を超える場合は、その年または前5年以内に取得した機械装置で24%、工場用建物などについては32%の割増償却が可能となる。

また、同特例の適用を受けると、障害者就労支援事業所との取引金額が増加した場合にも割増償却できる。前年度からの発注増加額がそのまま割

増償却できる金額となるが、対象となる減価償却資産の普通償却限度額の30%が上限。ここでいう「障害者就労支援事業所」とは、障害者自立支援法に基づく福祉施設や、同特例の適用事業所または重度障害者を多数雇用する企業が該当する。

ただし、この制度の対象となる減価償却資産は、現事業年度を含む3年以内に取得したもので、すでに1年以上長期保有しており、かつ取得価額が20万円以上のものに限られるので注意が必要だ。

事業規模で異なる

アパート経営の税金

首都圏のマンション販売が回復傾向だという。これは、都内の住宅地の公示地価が大幅な下落をみせたことや、昨年末の経済危機によりベンチャー系のマンションデベロッパーが軒並み淘汰（とうた）され、マンションの販売価格が下がったことが要因とされている。一方で、賃貸物件の空室率は依然として上昇中。とくに、賃料が高額な物件ほど空室が目立つようだ。賃貸物件のオーナー受難の時代は、まだまだ続きそうである。

一口にアパート・マンションのオーナーといっても規模はさまざまだが、不動産所得を計算するうえでは、その「規模」がひとつのポイントとなる。具体的には、不動産貸付業が①事業的規模に達している②事業的規模に達していない——のいずれかにより、所得の計算方法に相違が出てくる。



◀アパート経営税務は「規模」が重要

まず、賃貸用資産の取壊し費用。①ならその全額を必要経費に算入できるが、②ではその年の資産損失を差し引く前の不動産所得の金額が限度となる。

また、賃貸料などの回収不能による貸倒損失については、①の場合は回収不能となった年分の必要経費に算入するが、②の場合は収入に計上した年分までさかのぼって、その回収不能に対応する所得がなかったものとして所得金額の計算をやり直すことになる。

青色申告特別控除にも違いがある。①の場合は、最大65万円が控除されるが、②の場合は控除額が10万円となる。

この「事業的規模」の判定基準だが、原則として社会通念上の事業程度の規模で行われているかどうかにより実質的に判断される。具体的には、貸与できる室数が、アパート・マンションの場合はおおむね10室以上、また、一戸建ての場合はおおむね5棟以上であることが基準となる。

四季の語らい、
くつろぎのひととき。



アルカディア市ヶ谷
私学会館

JR線・地下鉄（有楽町線・新宿線・南北線）市ヶ谷駅 徒歩2分
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25
TEL 03-3261-9921 FAX 03-3261-7760

BANQUET
宴会・会議

ACCOMMODATION
宿泊

RESTAURANT
レストラン



税理士・会計事務所の皆様！広大地に該当するかどうかのお悩みを解決します！！

「広大地評価事例紹介と広大地を活用した相続税対策セミナー」のご案内

「店舗、工場、賃貸マンションの敷地等について広大地として評価するためのポイント」やその他の留意点を事例を交えて紹介し、さらに「広大地を活用して相続税をいかに節税するか」をテーマに実際の対策事例をご紹介します。※当日広大地に関する無料相談会開催（事前申込制）

○日時：10月6日（火） 13時30分～16時45分

13:30～「広大地評価事例紹介と広大地を活用した相続税対策」／16:50～無料相談会

講師：不動産鑑定士・税理士 沖田 豊明（沖田不動産鑑定士・税理士事務所）

○場所：アビタス貸会議室 新宿セミナールーム2

東京都渋谷区代々木2-1-1 新宿メインスタワー 15F（株式会社アビタス内）
（JR 新宿駅南口徒歩3分、サザンテラス口徒歩2分 / 都営新宿線・都営大江戸線・京王新線新宿駅 A1 出口直結）

○費用：お一人様 4,000円（テキスト代として）

○定員：30名

お問い合わせ・お申し込み⇒TEL 048-228-2501（担当：西村・大塚） ※受付時間 9:00～17:00

※10月20日（火）神田会場、11月6日（金）大崎会場でも同じ内容で実施予定です。お気軽にお問い合わせください。

税 務 カ レ ン ダ ー

月 別	国 税	都 税	特別区税
10月	●リデュース・リユース・リサイクル推進月間		●公的年金の特別徴収制度開始
11月	●所得税の予定納税 第2期分納期限……11月30日 ●税を考える週間 11月11日～11月17日	●個人事業税の納付(第2期) 納期限……11月30日	●特別区民税・都民税(普通徴収分第3期分) 納期限……11月2日
12月	●年末調整	●23区内の固定資産税・都市計画税(第3期分) 納期限……12月28日	
1月	●源泉所得税の納期の特例を受けている場合の 納期限 7月～12月分納期限……1月12日	●都民税株式等譲渡所得割 申告期限……1月12日	
2月	●法定調書の提出期限 2月1日 ●贈与税の申告と納税 2月1日～3月15日 ●所得税の確定申告と納税 2月16日～3月15日 ●個人事業者の消費税および地方消費税の 確定申告と納税 1月4日～3月31日	●23区内の償却資産の申告、住宅用地の申告 申告期限……2月1日	●特別区民税・都民税(普通徴収分第4期分) 納期限……2月1日
3月		●23区内の固定資産税・都市計画税(第4期分) 納期限……3月1日 ●個人事業税の申告 申告期限……3月15日 ※個人事業税の申告は、所得税または特別区民税 (住民税)の申告をした人は不要です ●事業所税(個人) 申告期限……3月15日 ●地方消費税(個人事業者) 申告期限……3月31日 ※地方消費税の申告は、消費税の申告と併せて行 います	●特別区民税・都民税の申告 申告期限……3月15日 ※申告をしなくてもよい方 ・税務署に所得税の確定申告をする方 ・住民税が給与から引かれている方 ・豊島区に住んでいる親族の方の確定申告書・ 給与支払報告書などで扶養親族となっている 方など
4月			
5月			
6月	●国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験の受験者募集 申込受付期間……6月23日～6月30日	●自動車税の納付 (1)賦課期日……4月1日 (2)納期限……6月1日 ●23区内の固定資産税・都市計画税(第1期分) (1)賦課期日……当該年度の初日の属する年の 1月1日 (2)納期限……6月30日	●軽自動車税の納付 (1)賦課期日……4月1日 (2)納期限……6月1日 ●特別区民税・都民税(普通徴収分第1期分) (1)賦課期日……当該年度の初日の属する年の 1月1日 (2)納期限……6月30日
7月	●路線価図等の公開 公開日……7月1日 ●源泉所得税の納期の特例を受けている場合の 納期限 1月～6月分納期限……7月10日 ●所得税の予定納税 第1期分納期限……7月31日		
8月		●個人事業税の納付(第1期) 納期限……8月31日	●特別区民税・都民税(普通徴収分第2期分) 納期限……8月31日
9月	●中学生・高校生の税の作文応募期限 中学生……9月4日 高校生……9月7日	●23区内の固定資産税・都市計画税(第2期分) 納期限……9月30日	
毎月	●所得税(源泉徴収分) ●酒税 ●国たばこ税・たばこ特別税 ●揮発油税・地方道路税	●都たばこ税、軽油引取税、宿泊税……翌月末まで ●都民税利子割、都民税配当割……翌月10日まで	●特別区たばこ税……翌月末まで ●特別区民税・都民税(特別徴収分)……翌月10日まで
随時 (一定の期日)	●法人税 ●登録免許税 ●自動車重量税 ●消費税(法人) ●地方法人特別税 ●相続税 ●印紙税	●地方消費税(法人) ※地方消費税の申告は、消費税の申告と併せて行 います ●法人事業税 ※法人事業税と地方法人特別税は併せて申告します ●法人都民税 ●自動車税(月割課税分) ●不動産取得税 ●自動車取得税 ●事業所税(法人)	●退職所得に係わる特別区民税・都民税

(注) * 申告期限や納期限が土曜日または休日に当たるときは、休日の翌日となります。 * 特別土地保有税は、平成15年度以降、新たな課税を停止しています。



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

私達は会計を通して、安心のトップブランドの構築を目指します。

理事長 本郷 孔洋

税務と会計サービスの提供

株式公開準備と業務改革サービスの提供

国際税務と国際会計サービスの提供

公益法人の税務と会計サービスの提供

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1
新宿センタービル 31F
TEL : 03-5323-3301 FAX : 03-5323-3302
URL : <http://www.ht-tax.or.jp/>
E-mail ht-tax@ht-tax.or.jp

納 税 通 信

東京国税局管内 特別号外
新宿区エリア版 四谷税務署編
平成 21 年 9 月 28 日発行
© エヌビー通信社

「納税通信」（東京国税局管内 特別号外 新宿区エリア版 四谷税務署編）は、「税務行政当局と納税者の相互理解を深めるための情報紙」として、新宿区内全域の「日本経済新聞」（宅配分）に不定期で折り込み配布している無料紙です。発行に際しては四谷税務署に取材面でご協力いただきました。また、四谷法人会、四谷青色申告会、東京税理士会四谷支部をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を強力にサポートする税理士・公認会計士の先生方、さらには地元に着した活動を展開する金融機関、保険会社などに、ご賛同およびご協賛をいただきました。紙上にて御礼申し上げます。

【エヌビー通信社・編集局企画編集室】

＜お知らせ＞

本紙『納税通信』の通常号は
毎週月曜日発行です。

年間購読料（前納・送料共）36,700 円

購読・広告申込 www.nouzei.jp
03(3971)0114(直通)

「書面添付」普及策

税務調査が
スルー!?

いよいよ始動

国税庁と日税連が一人三脚

税務調査に入られるのは、なんとなくいい感じがしない。そんな税務調査がスルーされる夢のような手がある。税界で俗にいわれる書面添付制度だ。ただ、同制度は、一般的にはあまり知られておらず、現在、同制度普及策が着々と進められている。納税者にとって朗報となるのか、気になるところだ。

税界で俗にいう「書面添付制度」は、税理士法33条の2に記載された税理士の権限で、同書面を添付した納税者の申告書に対しては、更正前の意見陳述に加え、帳簿書類の調査に入る前にも、税理士に意見を聴取する機会を与えるとされる。そして、意見聴取により疑義がなければ、帳簿書類の調査が行われないケースもある。納税者にとっては、厄介な税務調査を税理士が「壁」になって止めてくれる、夢のような制度なのだ。

書面を出す税理士にとっても、納税者であるお客に、自身の権限をみせる格好の武器になる。一方で、課税当局としても、税務調査時の業務効率化に期待がかかり、税務行政の敏速化が図れる。まさに「書面添付制度」は、税理士、納税者、行政の3者にメリットがある制度というわけだ。

しかし、同制度を活用する税理士は、ほんのひと握りにすぎない。財務省から「平成19年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」が公表され、そのなかに書面添付の実施率が明記されているが、申告書ベースで5・7%とかなり低い数字だ。

では、なぜ3者にメリットのある書面添付制度があまり活用されないのか。それは、その権利行使者である税理士が二の足を踏んでいることに起因する。

権限であるため、行使にあつては責任も負う。税理士が書面添付を実施し、確認したはずの範囲に虚偽記載があれば、税理士法46条による懲戒処分の対象となるのだ。

社会的に考えれば、「権限」と「責任」は裏返しであり、当然のことといえど当然だが、顧問先企業

ウラの顔まで知っている税理士だけに、容易に実施することができないのだ。それゆえ、このペナルティーが書面添付の実施を踏みとどまらせる一因となっている。

また、書面添付の結果、帳簿調査が行われなかったとしても、それを顧問先に知らせるべきでない。「口頭で説明しても、本当かどうか顧客は判断できない。顧客にアピールできなければ、リスクを背負ってまで活用する必要はない」（都内税理士）。こうした状況から、あまり使われていない同制度だが、ここに至ってその様相が一変してきた。

日本税理士会連合会（会長＝池田隼啓氏）と国税庁が今年5月、書面添付制度に関する指針を同時に公表。これにより、税理士の間でも書面添付を再評価する動きが出てきたのだ。また、国税当局もこれまで以上に書面添付制度を重視する構えをみせている。

もともと国税庁は、同制度の普及を重視する方針を打ち出していた。あるとき、日税連から「書面添付の改善について話を受けた。その後、具体的な普及策について話し合う機会を設けるようになった」。ここから両者の書面添付に対する思いが重なり、日税連と国税庁が書面添付の普及に向けて「共同戦線」を張ることになった。その後、両者は「書面添付制度の普及・定着に関する協議会」を開き、平成20年6月には制度普及に向けた改善策について互いに合意。添付書面の様式変更などが行われた。

そのなかで、税理士が最も注目していたのが、今年7月からスタートした「調査省略通知関係」。この取組みは、書面添付を実践し

「調査省略通知」などの証明書送付

た税理士に意見聴取が行われ、調査省略となった場合、税理士にその事実を文書で通知するもの。税理士サイドとしては、顧問先に書面添付の効果を直接的に伝えられるとして期待されている。つまり、税理士が「調査省略通知」を顧問先に見せることで、書面添付制度の有用性をアピールできると共に、会計事務所の信頼度を高めることもできるわけだ。

しかし、書面添付を実践すればなんでもかんでも調査省略通知が出されるわけではない。そこには、一定の基準を定める必要がある。それが、日税連が公表した「添付書面作成基準」、さらに国税庁が公表した事務運営指針というわけだ。事務運営指針のなかには、「意見聴取結果の税理士等への連絡」という項目が盛り込まれ、「意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し『現時点では調査に移行しない』旨の連絡を、原則として意見聴取結果についてのお知らせにより行う」と明記されている。

現在、書面添付があった場合に意見聴取を行ったケースは「年間5千件程度」（国税庁）。5千件のうち約3割、1400件が税務調査に着手する前に当局の疑問が解消している。今後はこのなかで、一定の基準をクリアしたものに調査省略通知が届くことになる。日税連や国税庁が求める作成基準のレベルを踏まえれば、調査省略通知が届けられるケースはかなりの数になるだろう。

改善策にどれだけ効果があるのか、二の足を踏んでいる税理士の意識をどれだけ変えられるのか注目される。経営者のなかには「税務調査対応のために税理士と顧問契約をしている」という人も少なくないだけに、同制度の普及に期待する経営者も多い。

税理士を依頼するなら、地域の我々に！

東京税理士会 四谷支部

所属税理士 740 人以上

税理士の紹介は、事務局にお問合せください。

支部事務局 〒160-0008
新宿区三栄町8番地
TEL (3357) 4858
FAX (3359) 6609
URL <http://tani4.com/>

日本公認会計士協会東京会 新宿会

会 長 田中 義幸
副会長 繁田 勝男／武内 正／岩田 一喜

幹 事 山田 治彦／山田 博子／舩川 博昭／大谷 はるみ／小松 哲
内田 正美／岩崎 守康／伊藤 嘉基／福島 直／富永 和也
監 事 林 徳一／神谷 英一
顧 問 齋藤 力夫